平成２２年（フ）第２７７２号
大阪市淀川区東三国１丁目31番15号湊興産第５ビル５階、住民票上の住所大阪府豊中市服部南町４丁目１番30―401号
債務者　湊　　雅子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１５号
栃木県宇都宮市高砂町７番２号
債務者　稲見　　恵
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５２号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町84番地20　レジデンス御幸ケ原107号、前住所栃木県宇都宮市立伏町948番地229
債務者　矢野　忠司
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５９号
栃木県宇都宮市宮の内１丁目12番地７　ハートフルハイツ202、前住所栃木県芳賀郡二宮町大字物井58番地１
債務者　上野　寛文
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６１号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町84番地20　レジデンス御幸ケ原107号、前住所栃木県宇都宮市立伏町948番地229
債務者　矢野　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６４号
栃木県宇都宮市八千代１丁目10番１号、前住所栃木県真岡市台町2749番地７　グリーンヒル21　206号
債務者　亀井　絵美（旧姓大嶋）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６７号
栃木県宇都宮市駒生町1125番地８
債務者　大久保弘之
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６８号
栃木県宇都宮市東塙田１丁目９番５号
債務者　安部イツ子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７８号
栃木県宇都宮市緑３丁目21番９号
債務者　小島　　繁
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９７０号
横浜市金沢区並木２丁目３番２―501号
債務者　柳下　厚子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００６号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目48番10号
債務者　安積美智子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００７号
横浜市緑区竹山３丁目２番地４　竹山団地3205棟558号
債務者　松本美穂子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１０号
川崎市中原区新城２丁目３番５号　第１ゆたか荘202
債務者　岸　　巖
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
愛知県岡崎市竜美中１丁目５番地　三菱社宅Ｊ―512
債務者　丹治　　真
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
島根県大田市大田町大田ロ1307番地１
債務者　石﨑　鈴惠
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部